

富山市空家等対策推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）の適正かつ円滑な運用を図り、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に推進するための協議を行うため、富山市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 空家等対策計画の実施及び変更に関する事項
- （2） 空家等に対する支援に関する事項
- （3） 特定空家等の判断基準に関する事項
- （4） 特定空家等の認定並びに措置の方針に関する事項
- （5） その他協議会において必要と認められる事項

（組織）

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 法務、不動産、建築、福祉等に関する有識者
- （2） その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、年度途中で委嘱する場合又は委員を補充して委嘱する場合は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、活力都市創造部居住政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。